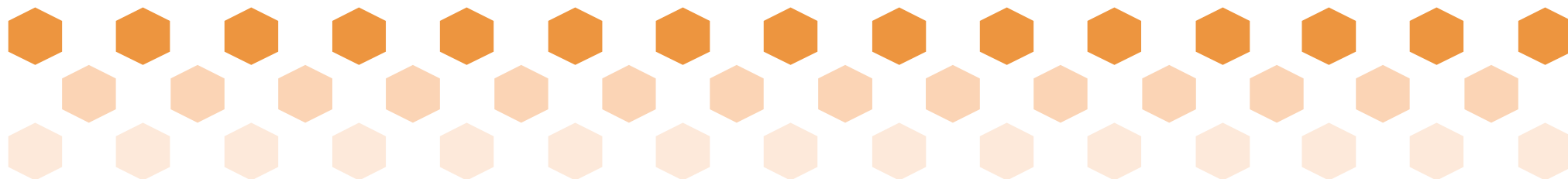


食品リサイクル法に基づく基本方針の改定の方方向性等



令和5年9月

農林水産省・環境省

【基本方針の一部見直し等の背景①】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入拡大のための規制見直しが議論される中で、食品リサイクル法関係の意見もあったところ。

＜再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース＞

2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しを促すため、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下に設置。

○第12回会合（令和3年7月2日）

- ・ 「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」を議題として、タスクフォース（TF）構成員による意見等が示され、在り方が議論。
- ・ TFの結果は、事務局が「進捗表：バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」（令和3年9月21日）として整理。

＜進捗表における論点＞

- ① 目標設定（バイオマスのエネルギー利用目標）
- ② 廃掃法の抜本的見直しや硬直的運用の見直し
- ③ 廃掃法の適用範囲の適正化、廃棄物該当性基準の明確化
- ④ **食品リサイクル法の見直し（エネルギー利用の位置づけの明確化、対象業種の拡大、2つの特例制度の適正化）**
- ⑤ 廃掃法や食品リサイクル法に基づく事業系一廃の処理手数料に関する問題
- ⑥ 下水道法関連（下水処理場の有効活用） 等

【基本方針の一部見直し等の背景②】

タスクフォースの議論を経て、エネルギー利用の推進に向けた食品リサイクル基本方針の一部改正に関する検討を行うことを内容とした「規制改革実施計画」が閣議決定。

また、地方分権改革の枠組みにおいても、地方公共団体から市区町村の事務負担の軽減等の観点から食品関連事業者の対象範囲拡大の提案が出されており、これについて検討を行うこと等を内容とした「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定。

○ 規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ 実施事項

５．個別分野の取組 ＜グリーン分野＞

（６）その他

事項名	規制改革の内容	実施時期
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去１年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和５年措置

○ 令和４年の地方からの提案等に関する対応方針（令和４年12月20日閣議決定）（抜粋）

５ 義務付け・枠付けの見直し等

（11）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）

食品関連事業者（２条４項）の委託を受けて食品循環資源（同条３項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和４年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和５年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示１）の改定等を行う。

I. 基本方針への明記 ～「エネルギー利用の推進」～

○ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

事項名	規制改革の内容
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「 エネルギー利用の推進 」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。

○ 前回の委員会における主な意見

- ・ メタン化とその他の方法との優劣を考える上では、LCCO₂のデータ等が必要であり、それらを評価しないといけない
- ・ LCCO₂の評価をする際には、輸送や肥料利用という側面も考慮すべき
- ・ 炭化はエネルギー回収ができないと思った方がよい
- ・ エタノール化との関係性について、しっかりサーベイをして方針を定めるべき
- ・ 消化液（液肥）の受入れについて、農地とどう紐づけていくのかを考えていくことが大切

1. カーボンニュートラル実現におけるリサイクルの位置づけ

- 2020年10月、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言。
 - 宣言を踏まえ策定されたグリーン成長戦略では、「食料・農林水産業」も期待される14の重要分野の一つとして位置付けられており、農林水産省も「みどりの食料システム戦略」を策定し、カーボンニュートラルの実現等に向けた取組を推進。
 - こうした動きの中でカーボンニュートラル実現については、その重要性の高まりから、地球温暖化対策計画にも、温室効果ガスの排出削減にも資する3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する旨記述されている。
-
- **地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）**
 - 第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
 - 第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

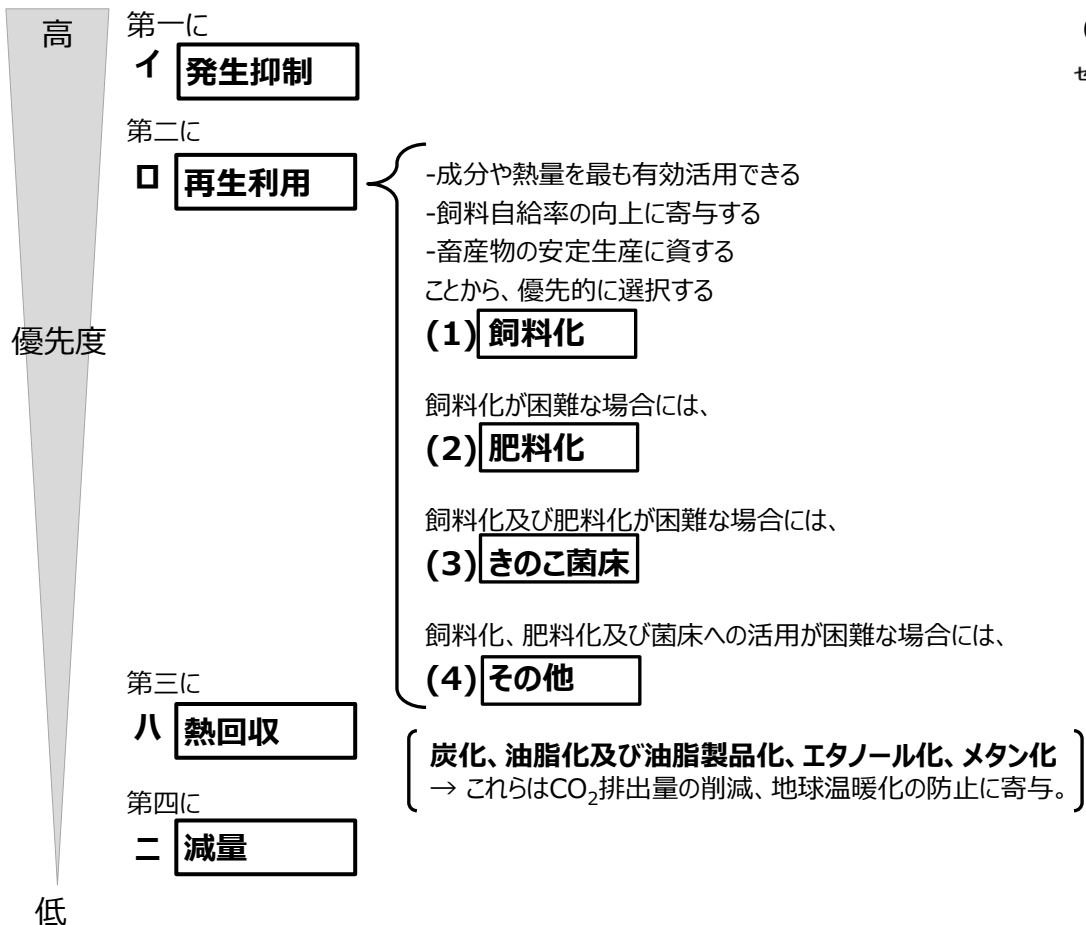
2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。
 - 第3章 目標達成のための対策・施策
 - 第2節 地球温暖化対策・施策
 - B. 業務その他部門の取組
 - 廃棄物処理における取組

温室効果ガスの排出削減にも資する3R + Renewableを推進するとともに、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環法」という。）に基づく循環型社会形成推進基本計画（以下「循環計画」という。）の第5次計画の策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行う。その上で、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等を更に進める。また、廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、EVごみ収集車等の導入によりごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出削減を推進する。

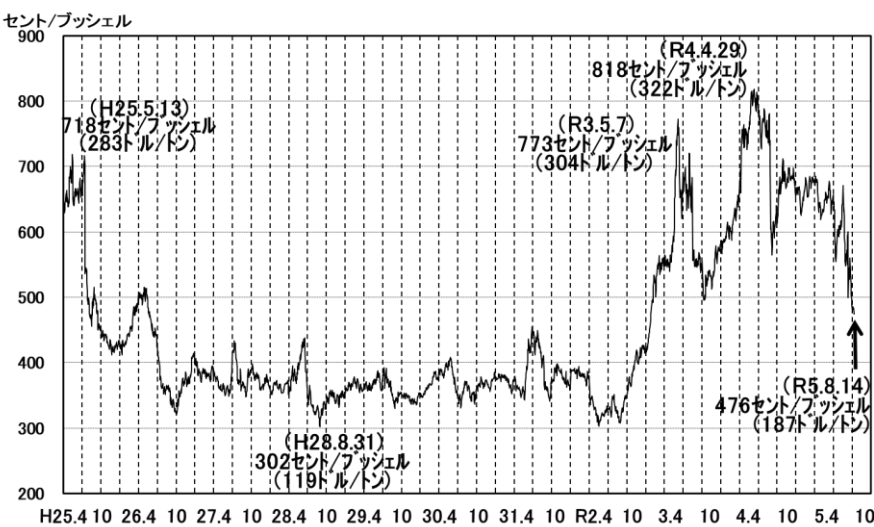
2. 食品リサイクル法における再生利用等の手法に関する優先順位

- 食品循環資源の再生利用等の優先順位は、第一に発生抑制、第二に再生利用とされ、**再生利用手法の優先順位は、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段である飼料化を第一に優先的に選択すること、有効活用の観点から飼料化が困難な場合は肥料化を行うこと等**が基本方針において定められている。
- 特に近年では、輸入依存度の高い生産資材価格の高騰により、飼料自給率向上の重要性が高まっており、飼料化を推進することは飼料自給率の向上にも寄与する。

【基本方針における再生利用等の優先順位】



○ 穀物相場の推移（とうもろこし）



昨今のウクライナ情勢等を受け、輸入飼料価格が上昇しており、畜産経営の安定や食料安全保障の観点から食品循環資源の飼料化を推進することはより重要となっている。

3. GHG排出量に関する現状把握（論文）

「環境負荷が最も小さい利用方法は飼料化」、「最も影響の小さいのはメタン発酵シナリオ」など再生利用の手法とGHG排出量の関係については様々な論調。

- 論文A： 飼料化の代替効果によるGHG削減効果が大きい反面、乾燥プロセスで多くのエネルギーを消費していた。
- 論文B： 環境負荷が最も小さい利用方法は飼料化。次いで堆肥化、メタン化、油脂・油脂製品化、焼却。
- 論文C： 食品循環資源由来の乾燥飼料を利用した豚肉生産システムが、配合飼料を利用したシステムに比べてGHG排出量を増加する場合がある。
リキッド飼料を利用した場合はGHG排出量は減少している。
- 論文D： リキッド飼料化は、堆肥化、焼却処理に比べてGHG排出量が低い技術である。
- 論文E： 最も影響の小さいのはメタン発酵シナリオであった。
メタン発酵過程を含むシナリオは他と比べて環境の影響が低く、食品残渣の中間処理としてメタン発酵過程を用いることは環境負荷低減に貢献できるものであることが分かった。
- 論文F： バイオガス化の正味GHG排出量は負値を示し、GHG削減に有効な再資源化手法であることが確認されている。食品循環資源のメタン発酵は自治体の廃棄物部門由来のGHG削減に大きく貢献する再資源化政策といえる。

4. CO₂排出量に関する現状把握（LCCO₂に関するデータ）

再生利用の各手法のCO₂排出量を試算すると、**各再生利用の個別の事業内容次第で結果が変動**。再生利用の手法のみをもって、CO₂排出量の観点からの優先順位を一律に判断することは適当でない。

再生利用の手法においては個別の事業内容次第で、代替製品と比べCO₂排出量が少なくなる場合がある。

農林水産省では平成25年度及び令和3年度の2回委託調査を実施。同調査等も踏まえた一定の前提を置いた上で、利用実態上の主な再生利用の手法とその代替製品とのCO₂排出量を試算したところ、以下のとおり。

＜主な再生利用手法におけるCO₂排出量試算＞

(kgCO₂)

再生利用の手法	左記手法で排出されるCO ₂ 排出量（ア）	左記手法の代替製品で排出されるCO ₂ 排出量（イ）	差分（ア-イ）
飼料化① 〔加水量と乾燥工程が大きい場合〕	234	144	90
飼料化② 〔加水量と乾燥工程が小さい場合〕	124	144	▲20
肥料化	197	414	▲217
メタン化① 〔メタンにより発電をするともに、副産物（消化液）を全て肥料として利用した場合〕	212	340	▲128
メタン化② 〔メタンにより発電をし、副産物は利用しない場合〕	91	106	▲16
炭化	79	400	▲321
エタノール化	254	295	▲41

※試算詳細は参考資料P3～P8 参照

⇒ ただし、食品廃棄物の性状、食品廃棄物の収集距離、メタン化後の副産物の処理方法等、各再生利用の個別の事業内容次第でCO₂排出量が大きく変動する。

【ご検討いただきたい事項：「エネルギー利用の推進」の基本方針への明記】

- 地球温暖化が深刻化する中で、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言。近年、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が促進されており、「食料・農林水産業」も重要分野の一つとして位置付けられているため、カーボンニュートラルを推進する上で食品のエネルギー利用の推進の必要性が求められているところ。
- 食品リサイクル法は、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制等を目的としている。
このため、現行の再生利用手法の優先順位は、**食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）の有効利用の観点から定められたもの**であり、最も有効に活用できる飼料化及び肥料化を優先的に選択することが重要。
- **再生利用の個別の事業内容次第でCO2排出量が大きく変動**するため、再生利用手法のみをもってその優劣をCO2排出量の観点から一律に判断することはできない。
 - ➡ 再生利用の推進にあたり、カーボンニュートラル実現の観点を踏まえる場合でも、食品リサイクル法の基本方針で定める再生利用等の優先順位を維持した上で、「エネルギー利用の推進」も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを基本方針に明記してはどうか。

メタン化等のリサイクル手法により得られたエネルギーを対象としたリサイクル・ループ計画

○ 再エネTF委員要望

(第16回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料)

再生利用事業計画認定制度の再生利用に係る製品（特定肥飼料 等）の対象に、メタン発酵を経て得られるエネルギーも含まれるよう制度変更を行うなど、エネルギー利用によるリサイクル・ループの認定が可能となるような措置を令和 3 年度内できるだけ早期に講じるべき

○ 前回の委員会における主な意見

- ・ リサイクル・ループの推進の方向性でどこに注意をしなければならないのかを、整理してわかりやすく説明してほしい

1. 食品リサイクルループ計画の対象範囲

再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物等は省令において農畜水産物及びその加工品と定められているため、再生利用手法としては、炭化やエタノール化、メタン化等も認められているものの、実態としては、肥料化事業及び飼料化事業により得られた特定肥飼料等に係るリサイクルループの認定のみが行われている。

リサイクルループ計画の認定

○ 食品リサイクル法では
食品関連事業者(ア)は、リサイクル事業者(イ)、農林漁業者等(ウ)と共同して、

- ① リサイクル事業により得られた特定肥飼料等 (※1) の利用
- ② その肥飼料等を利用して生産された特定農畜水産物等 (※2) の利用

に関する計画（リサイクルループ計画）を作成し、認定を受けることができる仕組みを措置。【法第19条】

【根拠法令】

※ 1 法第11条・政令第2条「**特定肥飼料等**」

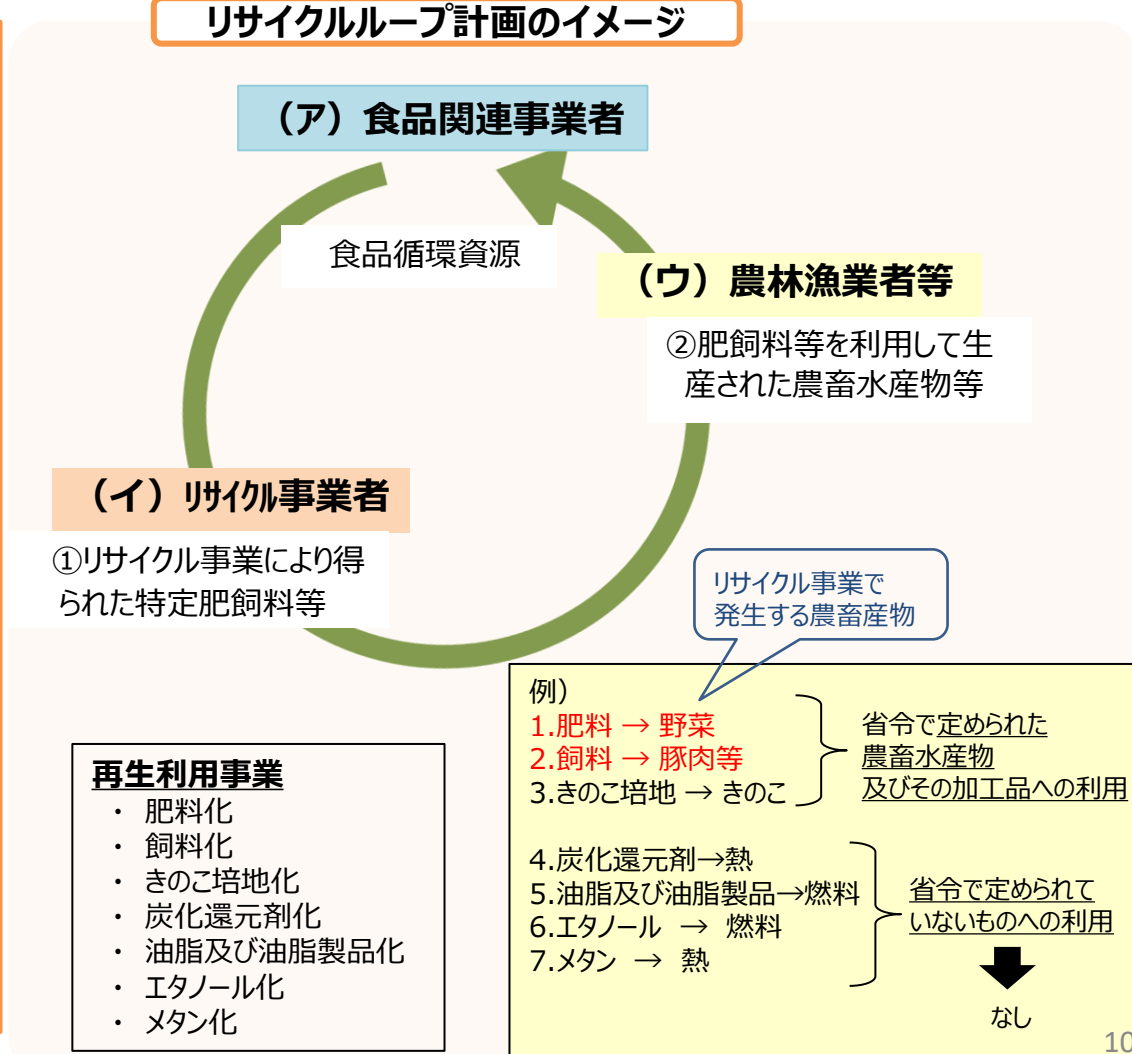
1 肥料 2 飼料 3 きのご培地

4 炭化還元剤 5 油脂及び油脂製品 6 エタノール 7 メタン

※ 2 省令第4条 「**特定農畜水産物等**」

法第19条第1項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物
- 二 前号に掲げる農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品であって、当該食品の原料又は材料として使用される農畜水産物に占める前号に掲げる農畜水産物の重量の割合が五十パーセント以上のもの



2. メタン化事業における製品価格の動向

メタン化事業は、肥飼料化事業に比して初期投資の手間と費用が多くかかるものの、基本的にはFIT（固定価格買取制度）により運用され事業開始後は固定価格で買い取られ事業が安定しやすい。

製品価格の動向

○メタン化事業 FIT（固定価格買取制度）により20年間固定

FIT（固定価格買取制度）とは

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えるもの。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が見込まれる。

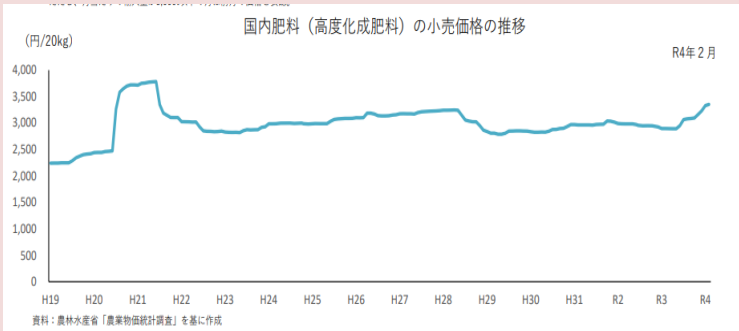
対象となる再生可能エネルギー

- ・ 太陽光
- ・ 風力
- ・ 水力
- ・ 地熱
- ・ バイオマス

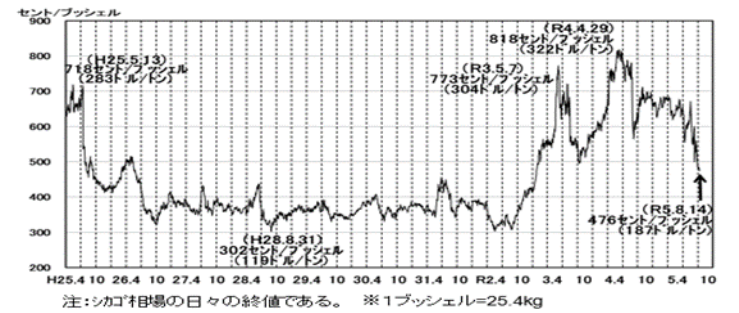
出典：経済産業省資源エネルギー庁
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html)

○肥飼料化事業

<肥料>



<飼料>



【ご検討いただきたい事項：食品リサイクルループ計画の対象範囲の拡大】

- 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物等は省令において農畜水産物及びその加工品と定められているため、実態としては肥料化事業及び飼料化事業により得られた特定肥飼料等に係るリサイクルループの認定のみが行われている状況。
- これまで、再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用して生産されたものを農畜水産物及びその加工品に限定しているのは、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる飼料・肥料化事業によりリサイクルを実施するという食品リサイクル法の基本方針に基づく優先順位を考慮したもの。
- 仮に、メタン化事業により得られた熱・電気等のエネルギーを対象とした食品リサイクルループ計画を認めた場合、飼料・肥料化事業に比べてリサイクル料が安く、基本的には、FIT（固定価格買取制度）により運用され、事業開始後は固定価格で買い取られ事業が安定しやすいメタン化事業に、既に肥飼料化が定着している食品循環資源までも切り替えられてしまう恐れがあるため、食品リサイクル法の基本方針に掲げる再生利用手法の優先順位と整合性がとれなくなる可能性。
- また、メタン化事業により発生する副産物がリサイクルループ内で液肥等として利用されない場合には、それらをリサイクルループの外で廃棄物として適正処理する必要。
 - ➡ このような実態の下で、食品リサイクルループ計画の対象範囲として、省令第4条「特定農畜水産物等」の対象品目を拡大し、メタン化から発生するエネルギーを追加することは妥当か。

Ⅱ 基本方針への明記 ～「焼却・埋立の削減目標」～

○ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

事項名	規制改革の内容
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、 「焼却・埋立の削減目標」 、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。

○ 前回の委員会における主な意見

- ・ 焼却・埋立の定義を出すのであれば、やっていただきたいし、片方を決めればもう片方が自動的に決まる数字であれば、より重要な方を出すのが良い
- ・ 焼却・埋立の削減目標を示すということにもそれなりの意味はある
- ・ 本来リサイクル利用が目的であれば、その目的に対しどう利用されたのか、出口の基準で物事を考えるべき

1. 再生利用等の実施率に関する目標等

食品リサイクル法の目的は、食品リサイクルの促進であることから、再生利用等実施率に関する目標を設定。

令和3年度

(単位：万t)

業 種	食品廃棄物等の年間発生量														発生抑制量
	計	再生 利用	(用途別仕向先)							熱回収	減量	再生 利用 以外 ※	焼却・ 埋立等		
			飼料	肥料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	きのこ類 の栽培の ために使 用される 固形状の 培地	エタ ノール						
食品製造業	1,386	1,097	864	156	40	29	3	4	0	47	178	30	35	268	
食品卸売業	22	13	4	6	1	2	0	0	-	0	1	2	6	3	
食品小売業	114	45	17	13	4	10	1	0	0	0	1	0	69	39	
外食産業	148	33	17	9	1	5	0	-	0	0	1	0	114	28	
食品産業計	1,670	1,187	902	185	45	47	4	4	0	47	181	32	223	338	

四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。
※セメント原料等への利用

再生利用等の実施率に関する目標

- ・食品製造業 95%
- ・食品卸売業 75%
- ・食品小売業 60%
- ・外食産業 50%

- ・食品製造業 約 5%
- ・食品卸売業 約25%
- ・食品小売業 約40%
- ・外食産業 約50%

再生利用等実施率の算出式

再生利用等実施率 =

発生抑制量 + 再生利用量
+ 熱回収量×0.95※ + 減量量

発生抑制量 + 発生量

(※) 食品廃棄物残さ（灰分）を除いたものに相当する率

【ご検討いただきたい事項：「焼却・埋立の削減目標」の基本方針への明記】

- 食品リサイクル法の目的は、食品リサイクルの促進であることから、再生利用等実施率に関する目標を定めている。
- 再生利用等を実施していない食品廃棄物等は、おおむね焼却・埋立がなされているものであり、再生利用等の実施目標を定めれば、自動的に焼却・埋立の削減目標が定められるという状態にある。
- 再生利用等実施率の目標が決まれば自動的に焼却・埋立目標が決まるのであれば、本来の目的であるリサイクルに焦点を当てるべきではないか、焼却・埋立の削減目標を示すということにもそれなりの意味はあるといった前回委員会での委員からの意見。

➡ 再生利用等をより推進するために「焼却・埋立の削減目標」についても、例えば、参考値として基本方針に記載してはどうか。

Ⅲ．基本方針への明記

～「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」～

○ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

事項名	規制改革の内容
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「 社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性 」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。

○ 前回の委員会における主な意見

- ・ 特になし

1. 社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性

前回の食品リサイクル小委員会（令和4年9月）資料

（現状）

- 食品リサイクル法では、食品関連事業者に対して以下を措置
 - ・ 食品循環資源の再生利用等に取り組むべきこととされ、それに関し、主務大臣による指導、助言の対象となるとともに、
 - ・ 食品廃棄物等が年100トン以上の場合は、毎年度、その発生量や再生利用等の状況に関し主務大臣に報告し、主務大臣による勧告、命令の対象となる。
- このような法令上の義務の対象となる「食品関連事業者」以外の事業者及び消費者においても、食品廃棄物の発生抑制及び食品循環資源の再生利用の促進に努めなければならないこととされている。

（検討の方向性・留意事項等）

- 基本方針において、食品関連事業者以外の主体も再生利用等に努める必要があることを更に強調するため、**持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取り組みが重要である旨を重ねて記載してはどうか。**

<食品リサイクル法（抜粋）>

（定義）

第二条 （略）

4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- 二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

<食品リサイクル法施行令（抜粋）>

（食事の提供を伴う事業）

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第二号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 沿海旅客海運業
- 二 内陸水運業
- 三 結婚式場業
- 四 旅館業

<基本方針（抜粋）>

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 2 関係者の取組の方向
- 二 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者
学校給食用調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の食品関連事業者以外の者においても、イの食品関連事業者の取組に準じて、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

➡ 前回、特に意見がなかったことから、社員食堂等、食品関連事業者以外の者からの食品廃棄物の削減の重要性についてはこの方針で基本方針に明記することとする。

IV.食品関連事業者以外の者について、収集運搬の特例制度の適用の検討

○ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

事項名	規制改革の内容
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	b 農林水産省は、「 学校給食や社食を製造する施設 」や「 物流・倉庫業 」等の食品関連事業者の者以外の者について、 <u>実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。</u>

○ 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）（抜粋）

5 義務付け・枠付けの見直し等

(11) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）

食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、**市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大すること**について、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1）の改定等を行う。

○ 前回の委員会における主な意見

- ・ 食品リサイクル法と廃棄物処理法の運用が市町村ごとに異なることがないよう、国として運用の実態を検証していただければと思う
- ・ 食品関連事業者以外の者について、具体的に特例を使用したいというニーズがどれくらいあるのか実態を把握すべき
- ・ 食品関連事業者以外の者が食品廃棄物等を収集・運搬する上で現行制度では解決できない問題や特例制度を利用しなければ解決できない問題があるのか実態を把握すべき

1.食品リサイクル法の概要（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）

○主務大臣による基本方針の策定(法律第3条)

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①（法律第7条）

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずべき措置

- ・食品の製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
- ・食品の流過程・・・食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程・・・食品の売れ残りを減少させるための工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程・・・調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

○再生利用等の促進② （法律第9条、第11条、第19条）

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置（法律第10条）

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

2.廃棄物処理法と食品リサイクル法の関係（一般廃棄物の収集運搬）

- 食品廃棄物等の適正処理と食品循環資源の再生利用等にあたっては、市町村がその区域内の一般廃棄物を適正に処理しなければならないなど、**廃棄物処理法に基づく規制の対象**となる。
- 廃棄物処理法に基づく規制を前提に、食品リサイクル法は食品関連事業者による食品廃棄物の発生抑制、食品循環資源の再生利用の広域・効率的な促進を目指しており、**その実施にあたって廃棄物処理法の一部の特例を認めている。**

廃棄物処理法

市町村による一般廃棄物の適正処理等（法第6条・第7条）

- 市町村は、その区域内における一般廃棄物を収集、運搬、処分しなければならない（法第6条の2）
- **一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は当該業を行おうとする区域（運搬のみを行として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない**（法第7条）
- 一般廃棄物の処理に関しては、市町村以外の者に委託して行わせる場合、許可業者に行わせる場合においても市町村が統括的な責任を有する
- 一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要（平成20年6月19日付環廃対発第080619001号、平成26年10月8日付環廃対発第1410081号）

食品リサイクル法

食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進（法第1条、第3条）

- 法の目的に「食品の製造等の事業の健全な発展を促進」を含む（法第1条）
- 登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では**一般廃棄物の収集運搬業のための廃棄物処理法の許可を不要としている**（第21条）
- 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等に取り組むべき（法第7条）

3. 食品関連事業者に係る登録再生利用事業者制度における特例制度

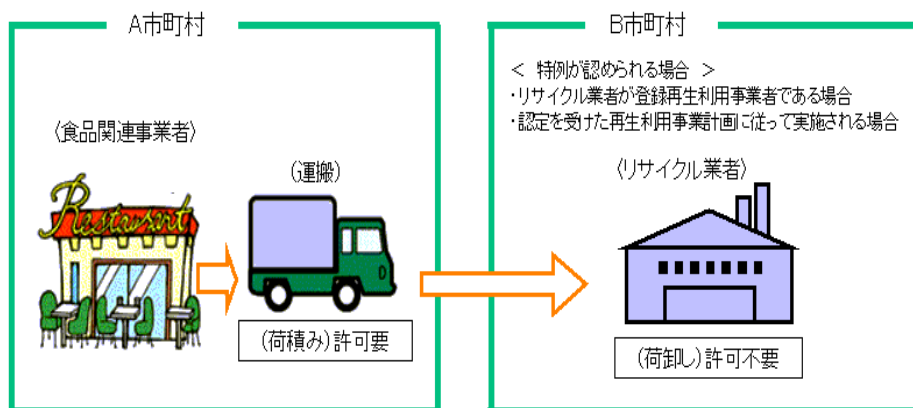
食品リサイクル法においては、広域的で効率的な再生利用の実施など、食品循環資源の再生利用を円滑化するため、登録を受けた再生利用事業の実施にあたって、廃棄物処理法の一部の特例を認めている。

登録再生利用事業者に係る 特例制度

○廃棄物処理法の特例

荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要

一般廃棄物収集運搬業者は、荷卸し地の廃棄物処理法の許可を得なくとも、**食品関連事業者**の委託を受けて、廃棄物処理法の運搬の許可を受けた市町村の区域から、当該地域外のリサイクル事業者（登録再生利用事業者）への食品循環資源の運搬を業として行うことができる



食品関連事業者

○ 食品関連事業者は、その事業活動に伴い、食品廃棄物等を恒常的、かつ、一定量発生させることから、食品循環資源の再生利用等を推進する上でその位置付けは大きく重要といえる。

○ 食品関連事業者の範囲については食品循環資源の再生利用等の実施の必要性が高いものに限定



食品関連事業者とは、

- 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
【法2条第4項第1号】
- 飲食店業その他「食事の提供を伴う事業」として
政令で定めるものを行う者
【法2条第4項第2号】

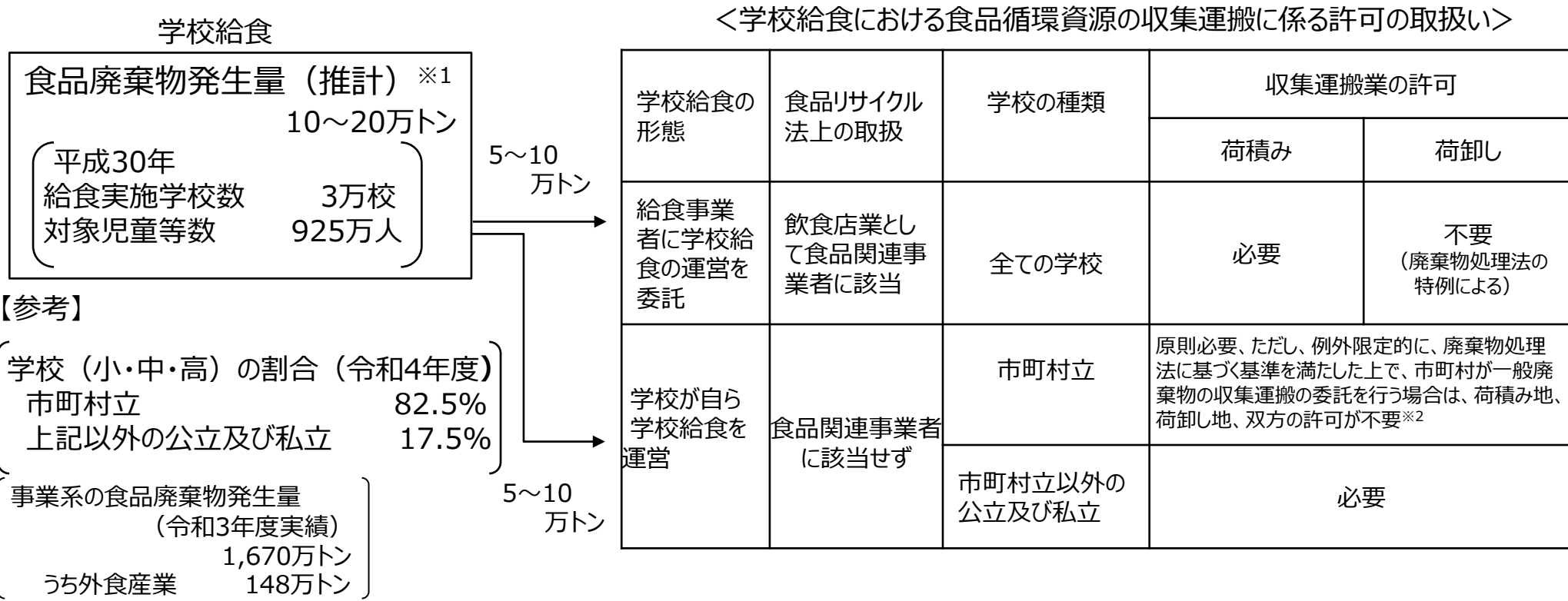


【沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業】

【政令第1条】

4-1. 学校給食における食品循環資源の再生利用①（実態把握）

- 学校給食は、運営を給食事業者に委託する場合と、学校が自ら運営する場合があり、概ね両者が半数ずつ。
- **学校が運営を給食事業者に委託する場合**、給食事業者は食品リサイクル法における「飲食店業」に該当するため、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では**廃棄物処理法の特例の利用が可能**。
- **市町村立の公立の学校が自ら運営する場合**、学校は「飲食店業」に該当しないため、食品リサイクル法に基づく収集運搬業の特例を利用できないが、例外限定的に、廃棄物処理法に基づく基準を満たした上で、市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は、荷積み地、荷卸し地、双方の許可が不要。
- **市町村立以外の公立及び私立学校が自ら運営する場合**、学校は「飲食店業」に該当しないため、廃棄物処理法の特例を利用できず、**廃棄物処理法に基づき荷積み地、荷卸し地双方の許可を得た収集運搬業者に運搬を委託する必要**。



※1 9,252,927人（給食実施児童等数）×18.9kg/年（1人当たり食品廃棄物発生量）=17.4万トン、調理の外部委託比率（公立）50.6%
出典）平成30年度学校給食実施状況調査（文部科学省）、平成25年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（農林水産省）
※2 市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は、例外限定的に荷積み地、荷卸し地、双方の許可が不要（廃棄物処理法第6条の2第2項、同法施行令第4条、施行規則第2条第1項第1号）

22

4-2. 学校給食における食品循環資源の再生利用②（法制定時の考え方及び実態把握）

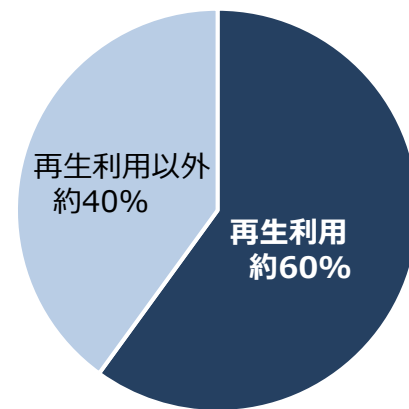
法制定時の考え方

- 法制定時において、**学校給食**については、**教育上の観点**から、自主的かつ積極的に、食品循環資源の再生利用等に取り組んでいる事情に鑑みて、**学校を本法による主務大臣の指導・監督の対象とするのではなく、児童・生徒の食品循環資源の再生利用等への理解を深めるための教育活動の一環として、その再生利用等の取組を推進することが適切であるとされている。**

教育活動の一環としての再生利用等の現状

- 環境省が平成27年に公表した**学校給食（小学校・中学校）からの食品循環資源の再生利用率は約6割**の調査結果となっている。
- 同調査では、**食育・環境教育の取組**として、「**食べ残しの削減を目的とした取組を行っている**」とする市区町村が最も多い（約7割）の結果となっている。
- また、食育の一環として、学校給食の食品循環資源を堆肥等として教材園等で使用し作物栽培を行い学校行事として食べる取組や、堆肥化施設や飼料化施設の施設見学を行っているとする回答があった。
- なお、現在、各学習指導要領にSDGsの17の目標を達成するための教育的アプローチである「持続可能な開発のための教育(ESD)」関連の記述が盛り込まれていることから、食品循環資源の再生利用等に係る取組は増えていると推測される。

学校給食からの
食品循環資源の再生利用率



出典) 環境省公表「学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査」(平成27年4月環境省公表)

【ご検討いただきたい事項：食品関連事業者以外の者（学校）の収集運搬の特例制度の適用】

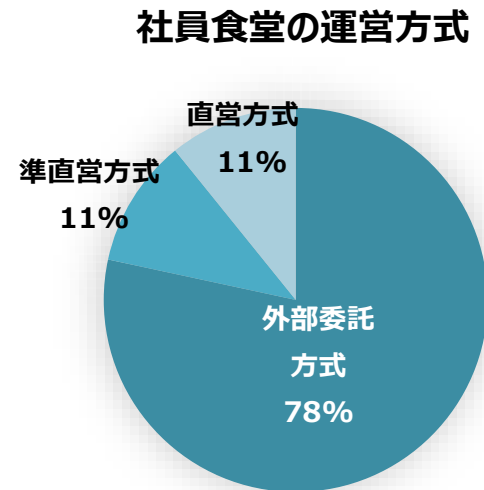
- 食品リサイクル法においては、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために取り組むべき措置等を定める一方で、広域的で効率的な再生利用の実施など、食品循環資源の再生利用を円滑化するため、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では廃棄物処理法の一部の特例を認めている状況。（食品リサイクル法第7条及び第21条）
- 給食事業者に学校給食の運営を委託する場合は登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では収集運搬業の特例の利用が可能。収集運搬の特例制度が活用可能であり、また、市町村立の公立学校が収集運搬業者に運搬を委託する場合においても例外限定的に、廃棄物処理法に基づく基準を満たした上で、市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は、荷積み地、荷卸し地、双方の許可が不要な状況。
- 過去の調査や最近の聞き取りによると、食育や環境教育の一環として、食品ロス削減に取り組んでいる学校が多数存在。特に、昨今では、SDG s の取組を学ぶ一環として食品ロス削減に取り組む学校も見受けられる。また、聞き取りでは、収集運搬の特例制度の適用への要望や学校を食品関連事業者に含めてほしいといった要望はなかった。
- そもそも食品関連事業者は再生利用の必要性が高いものに限定しており、学校は児童・生徒の食品循環資源の再生利用等への理解を深めるための教育活動の一環として、再生利用等に取り組むのが適切であるとの理由から、法制定時に食品関連事業者から除外された経緯

➡ このような実態の下で、また、学校給食を製造する施設を食品関連事業者に含めることで特例の対象とする場合、その一方で食品関連事業者として取り組むべき措置等が課せられることとなるがこれらの措置等の履行を求めた上で特例制度の対象とする必要があるか。

4. 社員食堂における食品循環資源の再生利用（実態把握及び法制定時の考え方）

実態の把握

- 社員食堂の運営方式には、大きく分けて以下の3分類に区分される
 - ①外部委託方式
 - ②準直営方式（経営を別とする社員食堂の運営業務を担う子会社を設立）
 - ③直営方式
- 多くの食品廃棄物の発生が見込まれる大手企業の社員食堂の運営方式の大半は、①と②であり、この場合、社員食堂を運営する事業者は、食品リサイクル法における「飲食店業」に該当する。
このため、社食を製造する施設の大半は廃棄物処理法の特例の利用が可能。



令和5年 農林水産省外食・食文化課調べ n=37
（対象企業は社員数1,000名以上の企業）

法制定時の考え方

法制定時において、直営の社員食堂については、①本業の事業の一環としてではなく、従業員に対するサービスとして行われる社内の内部行為であること、②食品衛生法上も飲食店業の許可は要しないこととされ、規制対象の事業として扱われていないことから、罰則等の担保措置を設けてまで再生利用等の義務を課す「事業」として捉えるのは適切ではないとされている。

【ご検討いただきたい事項：食品関連事業者以外の者（社員食堂）の収集運搬の特例制度の適用】

- 食品リサイクル法においては、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために取り組むべき措置等を定める一方で、広域的で効率的な再生利用の実施など、食品循環資源の再生利用を円滑化するため、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では、廃棄物処理法の一部の特例を認めている状況。（食品リサイクル法第7条及び第21条）
- 食品廃棄物の多くを発生させる大手企業の社員食堂では、その運営を外部委託や社員食堂の運営会社を設立し当該会社に一任する場合がほとんどであり、運営会社は「飲食店業」に該当するため、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では、収集運搬業の特例の利用が可能。一方、自ら運営する場合には、「飲食店業」に該当しないため、廃棄物処理法の許可を得た収集運搬業者に運搬を委託する必要。
- 食品関連事業者は再生利用の必要性が高いものに限定しており、法制定時には、直営の社員食堂は ①本業の事業の一環としてではなく、従業員に対するサービスとして行われる社内の内部行為であること、②食品衛生法上も飲食店業の許可は要しないこととされ、規制対象の事業として扱われていないことから、罰則等の担保措置を設けてまで再生利用等の義務を課す「事業」として捉えるのは適切ではないとの理由から、食品関連事業者から除外された経緯。

➡ このような実態の下で、また、食品関連事業者に含めることで特例の対象とする場合、その一方で食品関連事業者として取り組むべき措置等が課せられることとなるがこれらの措置等の履行を求めた上で特例制度の対象とする必要があるか。

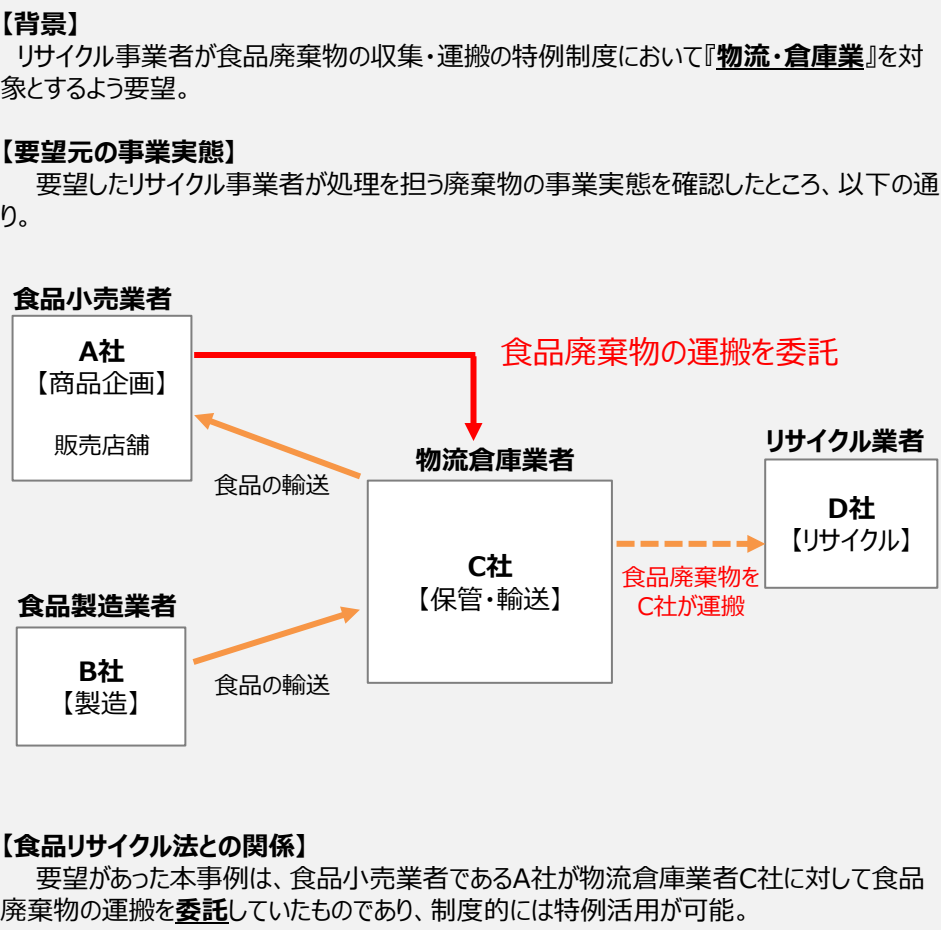
5. 物流・倉庫業における食品循環資源の再生利用（実態把握）

物流・倉庫業からの食品廃棄物については、一般的に**食品関連事業者**にその**所有権**があり、**食品関連事業者が廃棄処理を委託する場合がほとんど**。この場合、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では**廃棄物処理法の特例の利用が可能**。

■ 物流・倉庫業における食品廃棄物の取扱い

- 食品を取扱っている大半の物流・倉庫業においては預かっている商品の**所有権は、荷主である食品製造業者や食品小売業者（食品関連事業者）にある**。
- このため、仮に倉庫等で食品の廃棄が発生した場合、収集・運搬業者に委託する場合の委託元は**荷主である食品製造業者や食品小売業者（食品関連事業者）となる**。
- なお、物流・倉庫業では、食品を含む商品はほぼ計画的に回転しており、**日常的に廃棄品は発生していないのが現状**。
- もし仮に廃棄品が発生するとすれば、倉庫内で発生した事故品となるが、事故品が出ることは非常にまれなケース。

<要望例>



【ご検討いただきたい事項：食品関連事業者以外（物流・倉庫業）の収集運搬の特例制度の適用】

- 物流・倉庫業からの食品廃棄物については、一般的に食品関連事業者はその所有権があり、食品関連事業者が廃棄処理を委託する 경우가ほとんど。このため、現行においても特例制度の活用は可能。
- 物流・倉庫業における商品はほぼ計画的に回転しており、日常的に廃棄品は発生せず、発生するとすれば、倉庫内で発生した事故品になるがこれは希に起こるケース。
- そもそも、食品関連事業者はその事業活動に伴い、食品廃棄物等を恒常的、かつ、一定量発生させることから、食品循環資源の再生利用等を推進する上でその位置付けは大きく重要であり、**食品関連事業者の範囲は、食品循環資源の再生利用等の実施の必要性が高いものに限定。**

➡ このような実態の下で、特例制度の対象とする必要はあるか。

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（具体的要望）

- **令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）（抜粋）**
 - 5 義務付け・枠付けの見直し等
 - (11) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）

食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、**市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大すること**について、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1）の改定等を行う。

地方提案による具体的要望（実態把握：大府市からの要望）

- 大府市の方針として、隣接する名古屋市等の食品循環資源を積極的に受け入れ、リサイクルを推進。
- 環境意識の高まり等により、老人ホーム等食品関連事業者以外からの食品循環資源の受入相談が増加し、**収集運搬業者への許可事務の負担が増加**。



〔リサイクル及び収集運搬業者の状況〕

- 大府市は、バイオマス産業都市構想に基づき、市内外の食品循環資源を市内の登録再生利用事業者が受け入れ、リサイクルを推進。
- 食品関連事業者でない者**の食品循環資源を市外から受け入れる場合は、**2年ごとに**、収集運搬業者に収集運搬許可（荷卸し）の**更新の手続**が必要。

（なお、食品関連事業者であれば、廃棄物処理法の一部の特例（一般廃棄物の収集運搬業許可（荷卸し）が不要）が認められる）
- 環境意識の高まり等により、**老人ホーム等食品関連事業者以外からの食品循環資源の受け入れ相談が増加（年10～15件）**し、**許可事務の負担が増加**。

【ご検討いただきたい事項：「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応】

- 食品リサイクル法においては、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために取り組むべき措置等を定める一方で、広域的で効率的な再生利用の実施など、食品循環資源の再生利用を円滑化するため、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では廃棄物処理法の一部の特例を認めている状況。（食品リサイクル法第7条及び第21条）
 - 要望のあった地方自治体では、老人ホーム等食品廃棄物等を発生させている事業者からの業種拡大の要望はないものの、事務負担の軽減の観点から老人ホーム等を食品関連事業者の対象とすることで特例制度の適用を可能とすることを要望。
 - 食品リサイクル法においては、食品関連事業者は、その事業活動に伴い、食品廃棄物等を恒常的、かつ一定量発生させる者であり、その範囲を**食品循環資源の再生利用等を推進する上で必要性の高いもの**に限定。
 - 老人ホーム等の施設での給食は施設利用者の体調・病状が一定でなく、食べ残しの抑制が困難な場合、感染性廃棄物が混在するおそれがあり、再生利用等に取り組むことが困難な場合がある。
- ➡ このような実態の下で、また、食品関連事業者に含めることで特例の対象とする場合、その一方で食品関連事業者として取り組むべき措置等が課せられることとなるがこれらの措置等の履行を求めた上で特例制度の対象とする必要があるか。

V. 「登録再生利用事業者制度」の1年実績要件

○ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

事項名	規制改革の内容
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	c 農林水産省は、「 登録再生利用事業者制度 」について、 <u>過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。</u>

○ 前回の委員会における主な意見

- ・ 不適正処理の事例を資料として示していただきたい
- ・ 過去にトラブルを起こしたことのある組織をどう扱うかや、どうチェックするかを明確にする必要
- ・ 肥料の売り先のない事業者に許可を出してどうするのか
- ・ 1年間販売実績がない事業者は、販売できなかった肥料・飼料を焼却している可能性もあるため、登録するのは大変危険
- ・ 過去に不正事案を起こした業者への対応と設備等を整えた上で事業開始と同時に登録を受ける者への対応を明確にした上であれば、過去1年間の実績がなくとも登録することは可能ではないか

1. 登録再生利用事業者制度の1年実績要件に係る背景

再エネ等規制等総点検タスクフォースの議論等で、バイオガス事業者から「**登録再生利用事業者認定の早期化**」として、事業開始と同時に再生利用事業者としての登録を受けられないかとの要望。

第12回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース

参考資料2「第8回要望と回答」（事務局提出資料）
（令和3年7月2日）

【番号11】提案事項

登録再生利用事業者制度の認定について

■ 提案の内容

バイオガス発電事業における登録再生利用事業者認定の早期化（事業開始と同時を希望）を図るべき

■ 提案理由

認定の取得後に事業停止する等の不適正事案を予防する為、平成27年以降登録再生事業者制度の認定を受ける為に**最低1年間の事業実績が必要**となっている。

バイオガス発電事業は肥料化・飼料化と異なり産物のサプライチェーン構築が不要でありアウトプットは電気と二次処理物（汚泥・不適物）と明確な為、事業開始当初から経営基盤は安定しやすい。また地域の食品リサイクル率向上への早期貢献と収益構造の強化による事業化インセンティブの向上が見込まれる。

2. 登録再生利用事業者制度における再生利用事業者の登録要件

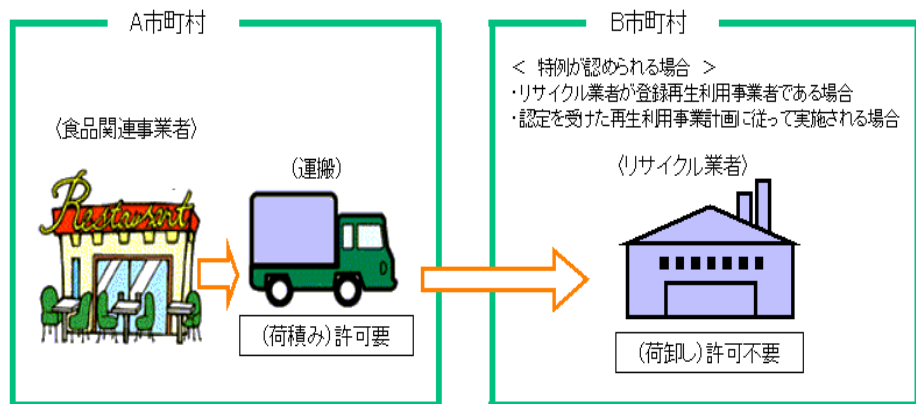
食品リサイクル法においては、広域的で効率的な再生利用の実施など、食品循環資源の再生利用を円滑化するため、登録を受けた再生利用事業の実施にあたって、廃棄物処理法の一部の特例を認めている。

登録再生利用事業者に係る 特例制度

○廃棄物処理法の特例

荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要

一般廃棄物収集運搬業者は、荷卸し地の廃棄物処理法の許可を得なくとも、食品関連事業者の委託を受けて、廃棄物処理法の運搬の許可を受けた市町村の区域から、当該地域外のリサイクル事業者（登録再生利用事業者）への食品循環資源の運搬を業として行うことができる



登録再生利用事業者の 登録要件

食品循環資源を原材料とする特定肥飼料等の製造を業として行う者は、次のいずれにも適合していると認められる時は主務大臣の登録を受けることができる【法第11条第3項】

- ① リサイクル事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして、**主務省令で定める基準**に適合すること
- ② 特定肥飼料等の製造の用に供する施設が、リサイクル事業を効率的に実施するに足りるものであること
- ③ 申請者がリサイクル事業を円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有すること

- ・ **過去1年間における特定肥飼料等の製造及び販売の実績**からみて、生活環境の保全上支障があるおそれがないこと
 - ・ 廃棄物処理法の処分業の許可を受けていること
 - ・ 特定肥飼料等が利用されず廃棄されるおそれが少ないこと
- 等

【主務省令第1条第3号及び第3条第1項】

3. 特定肥飼料等の製造及び販売の実績要件追加の理由

登録再生利用事業者の規律は2回強化されている。過去1年間の事業実績の追加は、そのうちの一つであり、肥料化事業等を実施しない事業者の排除を目的として措置。

1 回目の強化

H20 ～ H24	肥料化事業者における 野積み等の不適正事例 が発生 
H27	食品リサイクル法に基づく規律の強化

登録再生利用事業者の登録要件に、**過去1年間の肥飼料等の製造及び販売の実績を追加**

(参考) 2回目の強化

H28	産業廃棄物処理業者（ダイコー）が廃棄物を食品として不正転売する事案が発生
H28 ～	廃棄物処理法等に基づく規律の強化

- 産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルの策定
- 不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するよう電子マニフェストのシステムの改修
- マニフェストの虚偽記載に関する罰則強化 等

【ご検討いただきたい事項：「登録再生利用事業者制度」の1年間実績要件】

- 現行の登録再生利用事業者制度において、1年間の実績を要件としているのは、平成20年から平成24年にかけて食品循環資源を肥料化せずに野積みそのまま放置するなどの事例が多発したことから、その対応として措置した経緯。再生利用事業としての適正性・継続性を1年間の実績から事前に確認することは、野積み等の不適正処理の防止に一定程度の効果をもたらしており、引き続き必要。
- 実績の要件は、食品循環資源の品質・組成や再生利用の季節変動等を考慮し、再生利用事業としての適正性・継続性を通年で確保できるかを確認するため、1年間としている。

「今後の食品リサイクル制度のあり方について（意見具申）」（平成26年10月17日 中央環境審議会）（抜粋）

③ 登録再生利用事業者制度について

（中略）登録再生利用事業者による再生利用事業の的確な実施を確保するため、**再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・利用の実績を考慮すること**など、登録に係る要件を強化するとともに、廃棄物処理法に基づき地方自治体とも連携しつつ、国が登録再生利用事業者に対する報告徴収等をより積極的に実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化することが必要である。

- 一方で、基本方針には登録再生利用事業者の育成・確保が記載されており、循環型社会を形成する観点からも地域の食品循環資源のリサイクルを担う登録再生利用事業者の育成が必要。

食品リサイクル法基本方針（抜粋）

3 **登録再生利用事業者の育成・確保**と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進

登録再生利用事業者は、二〇一七年度末時点で百七十四にまで増加し、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきたところであるが、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域もあることから、**国は、こうした地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を行うもの**とする。

- ➡ このような状況を踏まえ、申請時の過去1年間の実績を満たす者による現行の登録手続きは維持した上で、過去1年間の実績に満たない者であっても、一定の実績期間を求めつつ、過去1年間の製造・販売実績が得られた時点で速やかに実績を提出する旨を誓約させることや、登録時に過去1年間の実績がない者については登録後必要に応じて速やかに立入検査を行うことにより過去1年間の実績要件を事後的に確認することを条件として、登録を認めることとしてはどうか。

過去 1 年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量に係る書類を登録申請時に提出しない場合の対応（案）

登録基準（登録省令第 3 条関係）

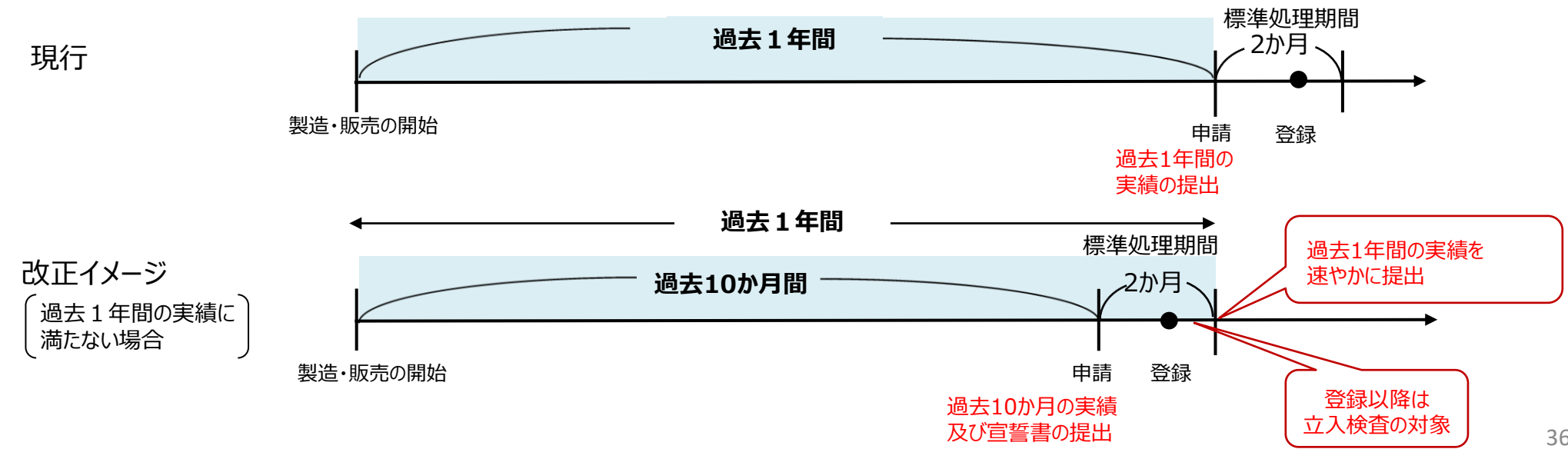
- 再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 受け入れる食品循環資源の大部分を特定肥飼料等製造施設に投入すること。
- 廃棄物処理法の処分業の許可を受けていること 等

添付書類（登録省令第1条関係）

- 当該申請をしようとする者の過去 1 年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類
- 改正案（例）→ 申請の日時点で過去 1 年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量を記載した書類がない場合、
- ・ 過去10か月における特定肥飼料等の製造量及び販売量を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類
 - ・ 過去1年間の実績を提出する旨の宣誓書
- 特定肥飼料等の製造の用に供する施設（以下「特定肥飼料等製造施設」という。）への食品循環資源の搬入に関する計画書
 - 廃棄物処理法の処分業の許可証 等

立入検査

改正案（例）→ 過去1年間の実績を満たす前に登録された者に対し、登録後必要に応じて速やかに法に基づく立入検査



審議の進め方（案）

時 期	事 項
令和4年9月2日 令和4年9月27日	食料・農業・農村政策審議会への諮問事項の審議の進め方について、食料産業部会で審議（具体的な調査審議について食品リサイクル小委へ付託） 食料産業部会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合で審議 （1回目：基本方針の一部見直しの背景・論点等について意見聴取）
令和5年9月22日 令和5年10月27日以降	1回目の審議を踏まえ、以下を順次実施 ・合同会合で審議（基本方針の改定の方性等） ・合同会合で審議（食品リサイクル制度のあり方検討案提示） - パブリックコメント（食品リサイクル制度のあり方検討案） ・ ・ ・合同会合で審議（基本方針改定案） - パブリックコメント（基本方針改定案） ・ ・ ・合同会合で審議（パブリックコメント報告、基本方針改定最終案提示） ・食料産業部会で審議（食料・農業・農村政策審議会答申案） ・循環型社会部会で審議（中央環境審議会答申案） 基本方針の改定・公布（告示）